6）　非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
7）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
8）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
9）　非特定需要及び特定需要ごとに、1）の割合に2を、4）の割合に0.5を、5）の割合に0.5を、6）の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値
10）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、2）の割合に2を、7）の割合に1を乗じて得た合計の値を3で除して得た値
11）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、3）の割合に2を、8）の割合に1を乗じて得た合計の値を3で除して得た値

②　送配電関連固定費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、送配電関連需要についての①9）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、送配電関連需要についての①10）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電関連固定費用のうち、低圧配電費用を、送配電関連需要についての①11）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑾　⑼により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。
1）　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
2）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
3）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
4）　非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合
5）　非特定需要及び特定需要ごとに、1）の割合に2を、2）の割合に0.5を、3）の割合に0.5を、4）の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

②　送配電非関連需要については、当該事業年度における非特定需要及び特定需要の最大電力の合計値、非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力の合計値、非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力の合計値並びに非特定需要及び特定需要の発受電量の合計値（以下この⑾において「実績合計値」という。）のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第9条又は旧小売料金算定規則第9条の2において算定した原価算定期間中の各合計値（以下この⑾において「想定合計値」という。）を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。
1）　想定合計値と実績合計値との差分（以下この⑾において「差分」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。
2）　想定合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑾において「想定非特定需要」という。）及び特定需要（以下この⑾において「想定特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。
3）　実績合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑾において「実績非特定需要」という。）及び特定需要（以下この⑾において「実績特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。
4）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
5）　実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。
6）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

③　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①5）の値（②において修正した場合にあっては修正後の値）により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑿　⑹及び⑺により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理し、⑺により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⒀　⑼により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、⑽①6）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

②　送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、⑽①7）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連可変費用のうち、低圧配電費用を、⑽①8）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電非関連可変費用を、⑾①4）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⒁　⑽から⒀までにより整理された非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⒂　⑺により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑽、⑿及び⒀により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、⑽、⑿及び⒀で整理された特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑽、⑿及び⒀により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、⑽、⑿及び⒀で整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　一般需要部門